

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 7月29日

水戸地方裁判所民事部

裁判所書記官 片 見 光 雄

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 9月 4日 午前 9時00分から 令和 8年 9月11日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 9月18日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年10月 9日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 9月24日 午前 9時00分から 令和 8年 9月25日 午後 4時30分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 7月29日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	150,000 120,000 320,001		30,000 (法63Ⅱ①申出額)	63,026	9,003
				</	



物 件 目 録

1 所 在 水戸市見川五丁目136番地19

家屋 番号 136番19

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨造スレート葺2階建

床 面 積 1階 84.86平方メートル
2階 84.86平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 6月11日

水戸地方裁判所民事部

裁判所書記官 片 見 光 雄

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件共有者Aが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件建物のために、その敷地（地番136番19、所有者A、B）に関連して、建物収去・土地明渡訴訟が係属中（東京地方裁判所令和7年（ワ）第27588号）である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



11

物 件 目 録

1 所 在 水戸市見川五丁目136番地19

家屋 番号 136番19

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨造スレート葺2階建

床 面 積 1階 84.86平方メートル
2階 84.86平方メートル

共有者 A 持分27分の7

共有者 株式会社ネクスウィル 持分27分の20



令和 7 年（ケ）第 152 号
令和 8 年 1 月 6 日受理
令和 8 年 2 月 26 日提出
（評価人 佐野俊夫）

現況調査報告書

水戸地方裁判所

執行官 粉 川 宗 尚

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 水戸市見川五丁目136番地19

家屋 番号 136番19

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨造スレート葺2階建

床 面 積 1階 84.86平方メートル
2階 84.86平方メートル

共有者 A 持分27分の7

共有者 株式会社ネクスウィル 持分27分の20



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	■（住居表示未実施） □		
建物	物件1		
種類、構造及び 床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である。 □公簿上の記載と次の点異なる（□主たる建物 □附属建物）。 □種類： □構造： □床面積：		
物件目録にない 附属建物	■ない □ある □種類： □構造： □床面積：		
占有者及び 占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり □		
その他の事項	物件内には書籍や各種書類、日用品等が乱雑かつ多量に残置されており、瞥見できる範囲には限られるものの、公共料金関係の書類等の記載から本物件の占有者をDと認めた。 なお、本件申立人弁護士Bに架電して問い合わせたところ、DとAは同一人物である旨の回答があった。 他方で、物件所有（共有）者である（株）ネクスウィルの占有徴表は発見するに至らなかった。 よって、本物件の占有者を、A（不動産登記記録上の氏名はD）と認定した。		
執行官保管の 仮処分	■ない □ある 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
敷地 （目的外土地）	「目的外土地の概況」のとおり		
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり ■土地建物位置関係図のとおり		

（注） チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
（2枚目）

目的外土地の概況（物件 1 関係）		
所 在 地	水戸市見川五丁目	
地 番	136 番 19	
地 目	■宅地 □山林 □雑種地 □畑 □田 □	
地 積	212.81 平方メートル（■全部 □約 平方メートル）	
所 有 者	■建物所有者（ A ） ■その他の者（ B ）	
そ の 他 の 事 項		
関係人の陳述及び 提 示 文 書 の 要 旨		
□陳述(□ ()) ■文書(「AB 作成の令和8年1月26日付け及び2月8日付け回答書」)		
占 有 権 原	■所有（共有）権（ A ） ■なし（（株）ネクスウィル）	
占 有 開 始 時 期	令和7年3月27日（登記記録における建物所有（共有）者Aの本件建物所有（共有）権取得（Aに対するC持分移転登記日とした。）。	
最初の 契約等	契約日	令和 年 月 日
	期 間	令和 年 月 日から □令和 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし
更 新 の 種 別		
□合意更新 □自動更新 □法定更新		
現在の 契約等	期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし
契約等 当事者	貸 主	□土地所有者 □その他()
	借 主	□建物所有者 □その他()
地代・支払時期等		
毎 金 円 (毎 限り 分払) □前払 (分 円) □相殺 (分 円)		
敷 金 ・ 保 証 金		
□ない □ある { □敷金 □保証金 円		
特 約 等		
□譲渡転貸可 □		
地 代 滞 納		
□ない □ある (令和 年 月 日現在 円)		
契 約 解 除		
□ない □ある ()		
訴 訟 提 起 等		
□ない { 東京地方裁判所 支部 令和7年（ワ）第27588号 ■ある { ■係属中 □終局 (令和 年 月 日)		
そ の 他		
□消費税 □込み□別 □別途光熱費月額 円の負担あり		
執 行 官 の 意 見		
■上記のとおり ■「執行官の意見」のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
(株) ネクスウィル (本件所有（共有）者)	1 本物件に関し、下記の点は一切不明です。 (1) 占有者 (2) 新築以降の増改築等 (3) 第三者所有物の存在 (4) 敷地に関し、利用権の内容及び境界争いといった隣地との紛争や産廃物の投棄埋設といった特筆すべき事項 (5) 物件に係る経年劣化や故障不具合といった瑕疵 (6) 不自然死などの事件事故 【回答書要旨】
A (本件所有（共有）者兼目的外土地所有（共有）者及び B (A 代理人弁護士兼目的外土地所有（共有）者)	1 株式会社ネクスウィルは、F 氏から、令和 7 年 2 月 14 日付で本件建物の共有持分(20/27)のみを買い取っております。 2 F 氏は、本件土地の所有者との間で本件土地の賃貸借契約の締結をしておらず、本件土地の借地権を有しておりませんでした。 加えて、本件土地の所有者と株式会社ネクスウィルとの間で締結された契約はございません。 したがって、同社は本件土地を不法占有しております。 同社からは賃料相当額も本件土地の所有者に対し一切支払われておりません。 3 このため、A 及び B が同社に対し不法占有に関する賃料相当額の支払と建物収去土地明渡等を求める訴訟(東京地方裁判所令和 7 年(ワ)第 27588 号)が係属中です。 【R8.1.26 付け回答書（抄）】 4 A 及び B が株式会社ネクスウィルに対し本件土地の不法占有に関する賃料相当額の支払と建物収去土地明渡等を求める訴訟(東京地方裁判所令和 7 年(ワ)第 27588 号)において、同社は本件土地の利用権原を有することの主張立証責任を

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

	負っています。この点に関し、同社は、2025年2月14日に、F氏より本件建物の共有持分20/27を取得した際に、同氏が有していた本件土地の使用借権を承継したと当該訴訟において主張しておりますが、その証拠は何ら提出されておられません。 5 そもそも、使用債権(使用貸借契約に基づく利用権原)を、貸主の承諾なく承継することはできないと解されています(澤野順彦『実務解説 借地借家法〔第4版〕』253頁(青林書院, 2024), 幾代通, 広中俊雄編『新版 注釈民法(15)債権(6)増補版』107頁〔山中康雄執筆箇所〕(有斐閣, 2011), 民法612条1項準用)。 本件土地の所有者であるA及びBは、株式会社ネクスウィルが使用借権を承継することへの承諾を行っていないため、同社が使用債権を有する旨の主張は失当です。承諾がなされていないことは、同社が、Aに対し、令和7年3月吉日付の書面通知により、本件建物の共有持分を取得した旨を伝えると共に、本件建物及び本件土地の分割協議を要請したのに対し、Aの代理人としてBが、別添のとおりメールで同社に対し、「共有物分割等により共有状態を解消したいと考えております。<u>使用貸借契約又は賃貸借契約の締結が想定されない</u>、親族ではない第三者との間の共有関係は想定していないためです。」と伝えていることから明らかです。 6 以上より、株式会社ネクスウィルが本件土地の利用権原を有していないことは明らかであり、したがって、東京地方裁判所令和7年(ワ)第27588号建物収去土地明渡等請求事件において、同社による建物収去土地明渡等が認められると考えられます。 なお、従前ご回答申し上げた理由により、本件土地の所有者には、買受人に敷地利用権を設定する考えはなく、買受人に対しても収去を求める考えですが、当該訴訟の口頭弁論終結時前に本件建物を競売で取得した買受人に対して
--	---

	も、訴訟引受の申立てをした上で判決を得ることで収去させることが可能であること、及び、当該訴訟の口頭弁論終結時後に本件建物を競売で取得した買受人に対しては民事訴訟法115条1項3号により既判力が拡張されるため、いずれにせよ収去させることが可能であることも申し添えます。 【R8.2.8 付け回答書（抄）。下線は回答書ママ】
--	--

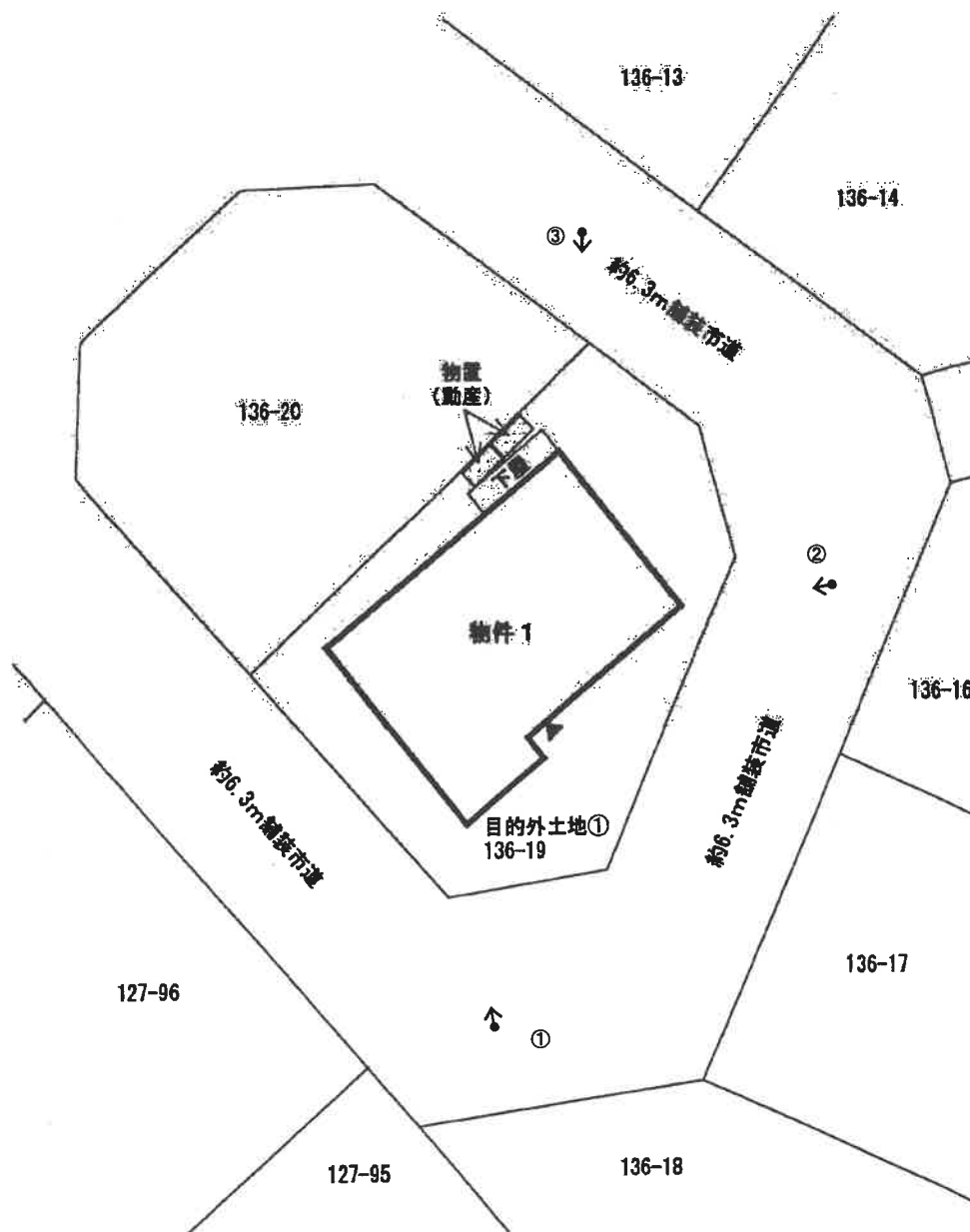
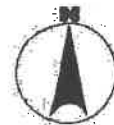
執行官の意見

- 1 本件における物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件建物の占有状況については、上記現場の状況等を考慮して、2枚目記載のとおり認定した。
- 3 本件建物の敷地利用権について
本件のように、土地と建物で所有者の全部又は一部が異なる場合、建物の存続を目的として何らかの利用権が敷地に設定されるはずであるところ、本件建物所有（共有）者である（株）ネクスウィルは、小官からの照会事項に対し、利用権は「不明」であるとの回答を行った（Aらに対しては、本件建物共有持分権を（株）ネクスウィルが取得する際に、従前の建物共有持分権者から敷地利用権（使用借権）を承継した旨主張している模様）。
他方で、本件建物の敷地（目的外土地）所有（共有）者であるA及びBは、（株）ネクスウィルに対し、上記目的外土地の利用権を付与したことはない旨回答している。
以上のことから、本件建物の敷地利用にかかる占有権原をAにつき「所有（共有持分）権」と、（株）ネクスウィルにつき「なし（無権原）」と認定した。

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年1月6日(火)	当 庁	役場（所）照会（照会書郵送）
令和8年1月15日(木)	当 庁	所有者照会（照会書郵送） 件外土地所有者照会（照会書郵送）
令和8年1月29日(木) 14：15－14：45	物件所在地	立入調査 占有調査 図面作成・写真撮影 □債務者・□所有者・□ か ら聴取 評価人同行
年 月 日() ： ー :		
年 月 日() ： ー :		
年 月 日() ： ー :		
年 月 日() ： ー :		
（特記事項） ■ 令和8年1月29日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 G を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 □ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

土地建物位置関係図

事件番号	7年(ケ)152号
物件番号	1

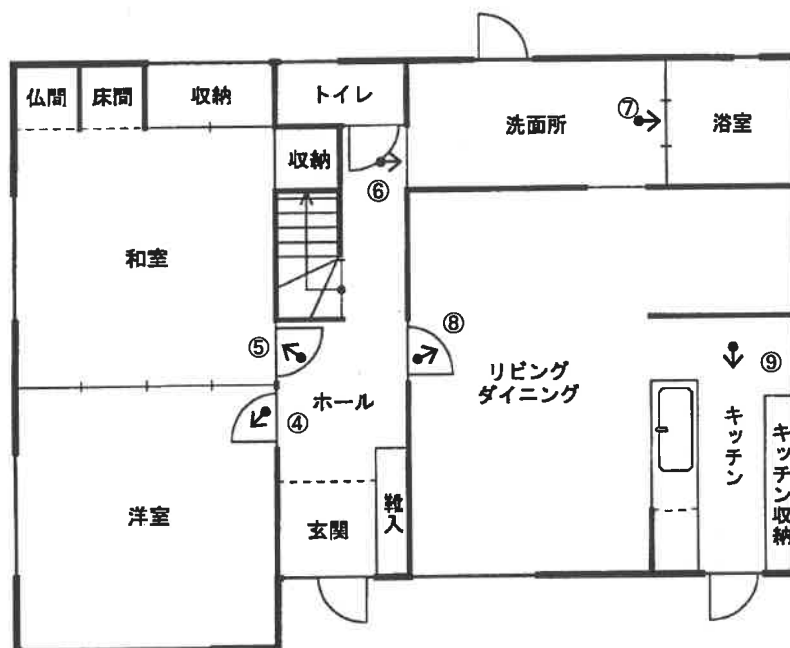
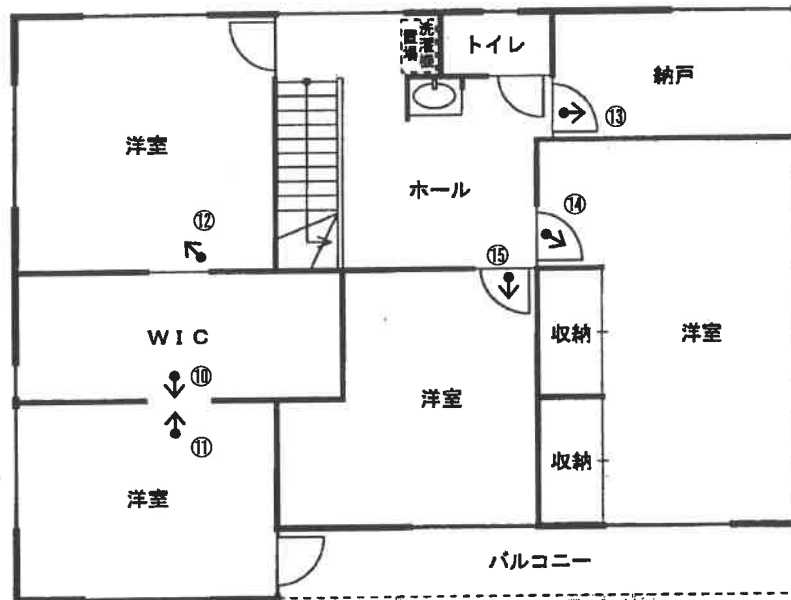


この図面は、
地積測量図及び現地調査等により作成した物件の形状・配置の概要図です。

《凡例》
撮影方向: ←
写真番号: ①

間 取 図

事件番号	7年(ケ)152号
物件番号	1



※間取図と現況が異なる場合は現況優先となります。
(建具等については一部推定)

《凡例》
撮影方向: ←
写真番号: ①

写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6



写真7



写真8



写真9



写真10



写真11



写真12



写真13



写真14



写真15



令和 7年（ケ）第 152号
令和 8年 1月 6日 受 命
令和 8年 1月29日 現地調査
令和 8年 1月30日 評 価
令和 8年 2月25日 提 出

水戸地方裁判所 民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
佐 野 俊 夫

第1 評価額

物件番号	評 価 額
物件 1	金 150,000円

物件1は土地利用権等がなく、建物収去明渡等に係る係争中であることを考慮した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	別紙物件目録記載のとおり	
特記事項			
関係人（土地所有者）回答書によると、建物持分共有者株式会社ネクスウィルに対して賃料相当額の支払いと建物収去土地明渡等を求める訴訟を起こし東京地方裁判所にて係属中とのことである。判決は確定していないが、前記回答書によると、土地所有者は使用借権継承を承諾していないため、本件では株式会社ネクスウィルが無権限で土地を利用しているものとして評価を行った。なお、前記回答書では、買受人に対しても建物収去を求める考えであるとの記載があった（これらの詳細は現況調査報告書を参照のこと）。			

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（目的外土地①）

位 置 ・ 交 通	JR常磐線「赤塚」駅の南東方・道路距離約2.6km 最寄バス停「ショッピングセンター」の南東方・約140m（徒歩約2分）	
付 近 の 状 況	赤塚駅勢圏で水戸市のほぼ中心部に位置する戸建住宅が存する区画整然とした住宅団地（桜川団地）。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 指定 40% 指定 80% 建築基準法第22条指定区域 水戸市立地適正化計画、水戸市景観計画 水戸市屋外広告物条例
画 地 条 件	地積 : 212.81㎡（登記簿） 間口 : 約12.5m 奥行 : 約15m 形状 : ほぼ台形 地勢 : 概ね平坦 高低差：接面道路よりやや高い（約0～0.5m） 接面道路との関係：三方路 （※）目視では隣地境界が確認できない境界不明な土地であることから、上記は各種図面・ネット上の航空写真・一部外周の把握による概況である。	
接面道路の状況	北東～南東～南西側約6.3m舗装市道 （建築基準法第42条第1項第1号道路） 建築基準法上の道路に係る記載は市建築指導課の陳述による。	
土地の利用状況等	目的外土地①（特記事項参照）は物件1建物の敷地として利用されている。 建物の配置等は別添土地建物位置関係図のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道：あり 都市ガス：あり 下 水 道：あり （注1）供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。 （注2）本件土地内私設管等の埋設状況については不明である。 （注3）実際の接続・利用の可否、それに伴う各種の費用負担・手続き等については、関係各所においての詳細調査を要する。	

特 記 事 項	①目的外土地①の登記簿記載内容は以下のとおり。 水戸市見川五丁目136番19 宅地 地積212.81㎡ ②評価人としての目視等調査には限界があることから、地中埋設物及び土壌汚染対策法に定められた特定有害物質の有無、地盤地質等の把握については、別途専門調査機関による調査を要する。よって、実際に存した場合（産業廃棄物等を含む）における負担額等をすべて担保できるか否かは不明である。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件1）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 経過年数 経済的残存耐用年数	平成10年 1月22日 新築 約28年 満了
仕 様	構造 軽量鉄骨造 屋根 スレート葺 外壁 サイディング 内壁 ビニールクロス等 天井 ビニールクロス、合板等 床 フローリング、畳等 設備 電気・給排水衛生設備等一式 （※1）仕様は目視確認の範囲によるもので推定を含む。 （※2）設備については動作確認をしていないため、 使用可能か否かは確定できない。	
床面積（現況）	1階 84.86㎡（登記簿） 2階 84.86㎡（登記簿） 計 169.72㎡	
現況用途等	階層 地上2階建 現況用途 居宅 間取り 別添間取図のとおり	
品 等	普通	
保守管理の状態	やや劣る 室内に物が溢れており床や内壁等が目視できない箇所が多かった。	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。	
特 記 事 項	①建築計画概要書の記載内容（以下抜粋） 平成9年10月13日 1146 専用住宅 新築 （※）検査済証交付の記録なし（市建築指導課陳述より） ②目視調査の範囲による限りにおいては、保守管理状態は前記のとおり確認したが、評価人としての調査には限界があるため、建物に係るその他劣化損傷の把握については、別途専門調査機関による調査が必要である。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（建物）

目的物件の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
250,000	169.72	0.01	420,000

ア 再調達原価 : 250,000円/㎡

イ 現況延床面積 : 169.72㎡

ウ 現 価 率

観察減価及び中古建物の市場性減価0%，残価率1%，耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

・現価率＝{残価率1%＋(1－1%)×(経済的残存耐用年数0年／経済的全耐用年数25年)}×(1－観察減価0%)＝0.01

2 評価額の判定

前記により求めた価格に競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

目的外土地

土地 符号	標準画地 価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	土地利用権 等割合 オ	土地利用権 価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ=カ
①	40,800	1.03	212.81	0.90	0.00	0

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 水戸(県)-20

基準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $42,500\text{円}/\text{㎡} \times 99.9/100 \times 100/104.0 \times 100/100.0 = 40,800\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位+4

◇地域格差：±0.0

イ 個別格差：方位+4 三方路+4 形状▲5

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮（建物配置・規模・用途など）

オ 土地利用権等割合：加算しない。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①カ)イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	420,000	0	1.00	0.50	0.70	150,000
一括価格（合計）						150,000

ウ 占有減価修正 : 必要ないと判断した。

エ 市場性修正 : この種の不動産の市場性及び目的物件の個別的要因等を十分考慮したが、次の理由により、なお、市場性が劣ると判断されるので所要の修正を行った。

・前記のとおり物件1建物は建物収去明渡等の係争中であり、判決が出た場合には、これを継承した買受人にも既判力が及ぶ可能性が高い。
 よって、本物件の市場流動性は極めて低いと判断した。

オ 競売市場修正 : 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

※ 本件評価は現地調査日において目視可能な部分を前提とし、かつ、公共機関の陳述・公開された資料・（陳述が得られた場合には）関係人陳述等に基づいたものである。よって、競売不動産特有の調査上の各種制約等により、把握が困難な流動的要因については、当該競売市場修正に包含されていることに留意されたい。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 水戸(県)-20

所 在：水戸市見川5丁目127番272

価 格：42,500円／㎡

位 置：JR常磐線「赤塚」駅2.3km

価 格 時 点：令和7年7月1日

地 積：298㎡

供給処理施設：水道, 下水道, ガス

接 面 街 路：南東側6m市道

用途指定等：市街化区域 第1種低層住居専用地域（建蔽率50%，容積率100%）

地域の概要：一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

第7 附属資料

- 1 物件目録
- 2 物件位置図
- 3 周辺見取図
- 4 地図に準ずる図面写
- 5 地積測量図写
- 6 建物図面・各階平面図写
- 7 土地建物位置関係図
- 8 間取図
- 9 仮名一覧表

以 上

物 件 目 録

1 所 在 水戸市見川五丁目136番地19

家屋 番号 136番19

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨造スレート葺2階建

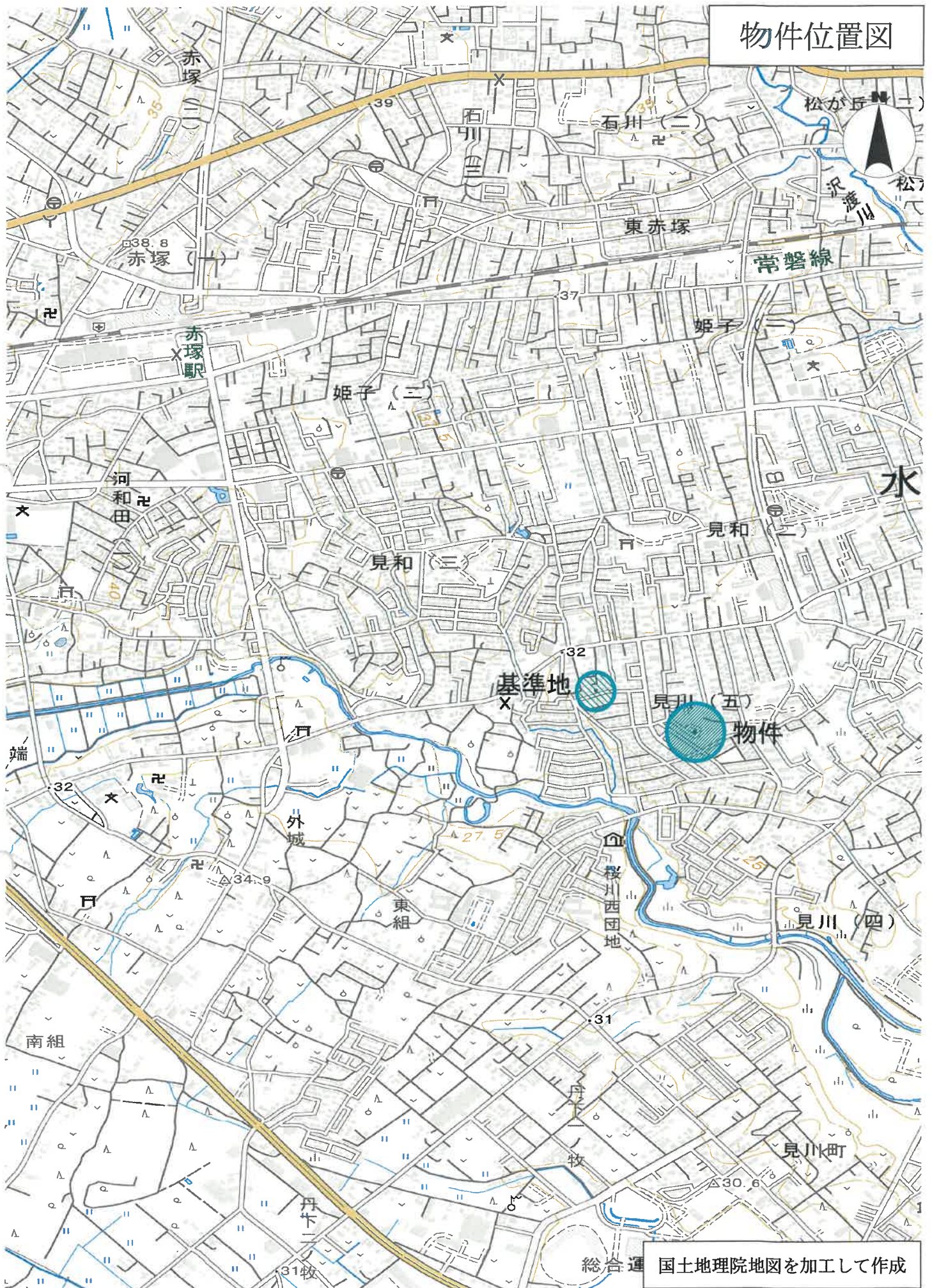
床 面 積 1階 84.86平方メートル
2階 84.86平方メートル

共有者 A 持分27分の7

共有者 株式会社ネクスウィル 持分27分の20

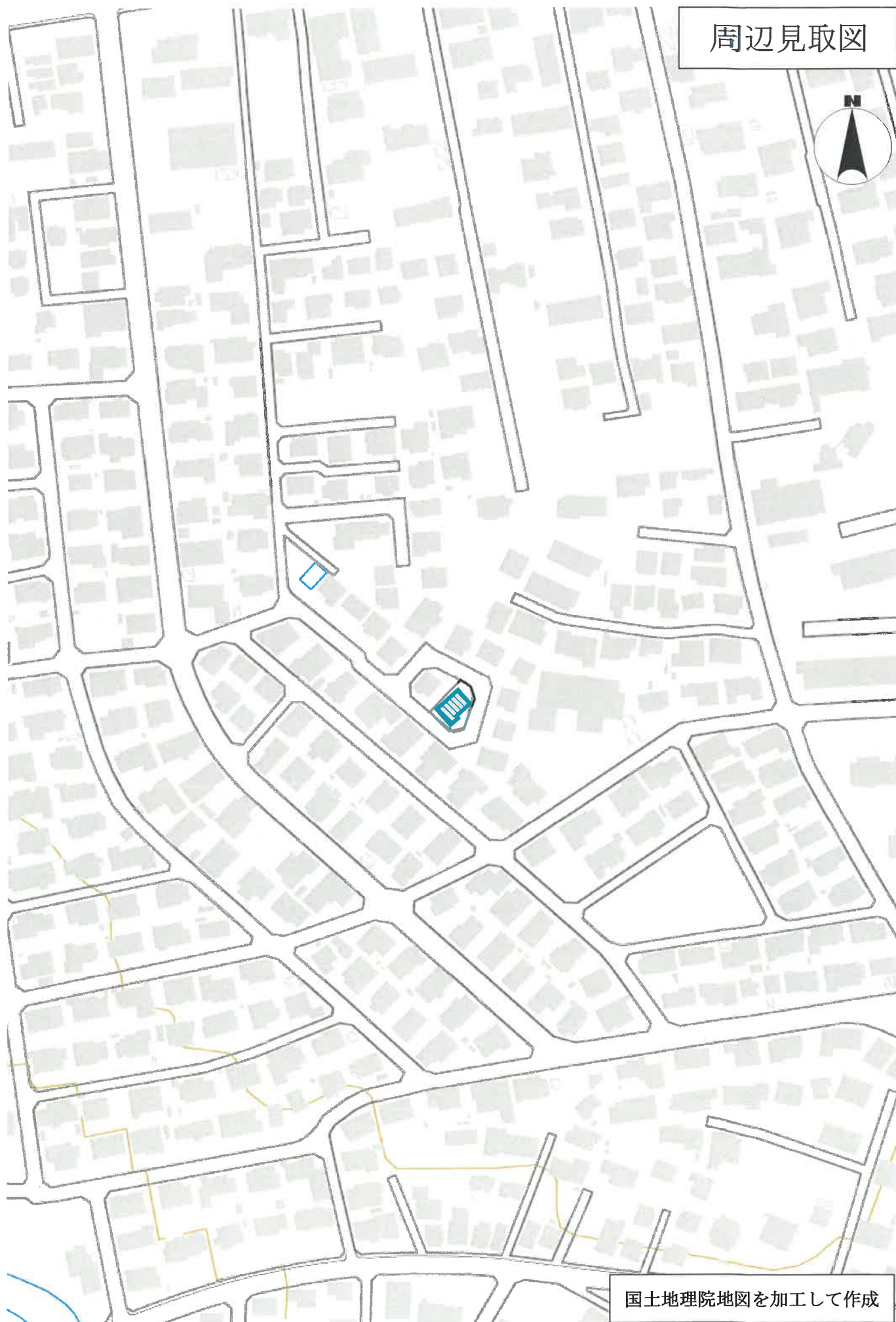


物件位置図



総合通 国土地理院地図を加工して作成

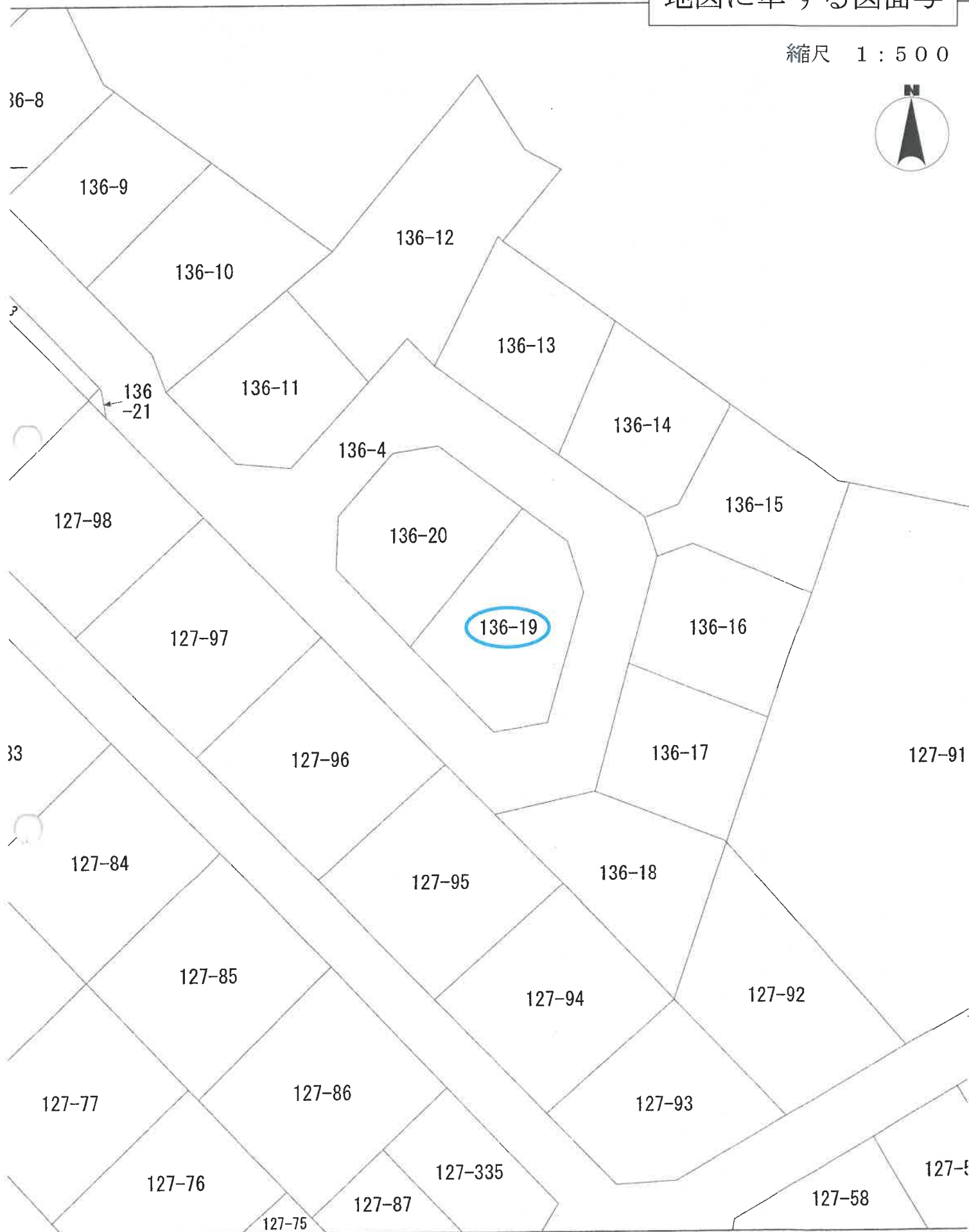
周辺見取図



国土地理院地図を加工して作成

地図に準ずる図面写

縮尺 1 : 5 0 0



地積測量圖

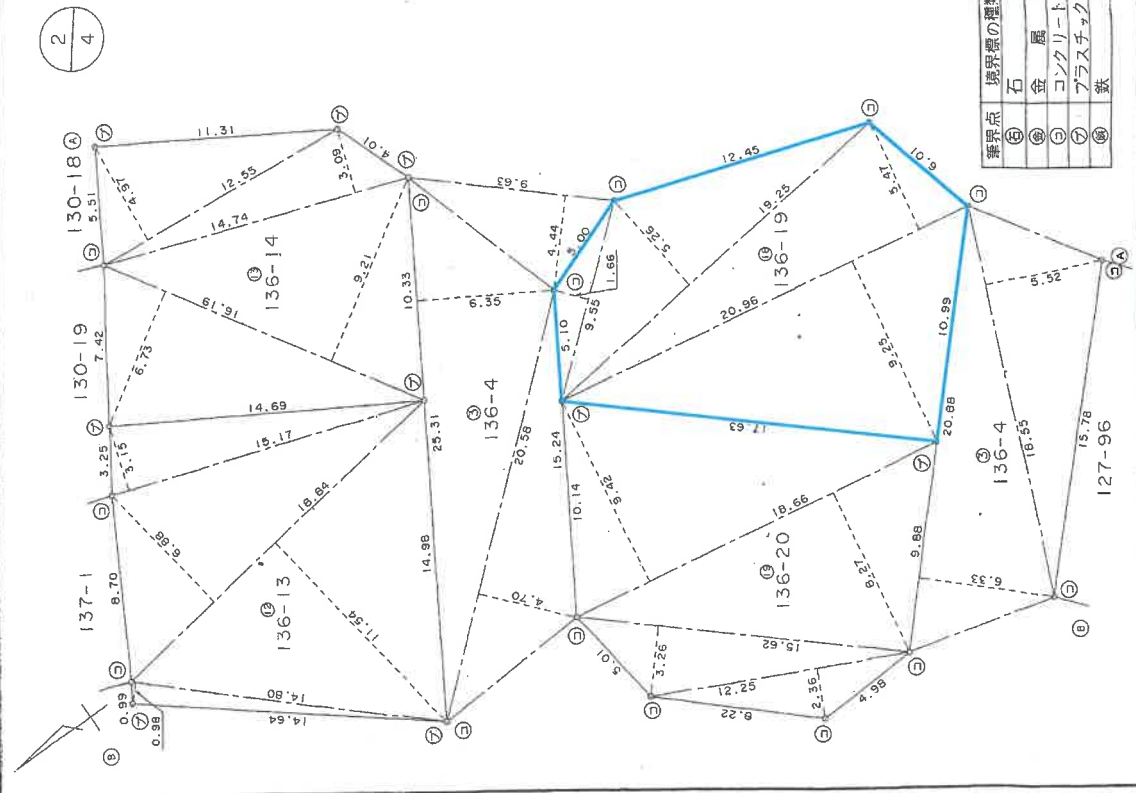
前 136-1 後 ¹³⁶⁻¹ 136-3 ~ 136-2 新 ✓

番地

番地

土地の所在 水戸市・見川5丁目

整理番号	105907
------	--------



境界点	石	金	コンクリート	プラスチック	鉄
境界の種別	杭	標	杭	杭	鉄

者製作

(平成 9 年 8 月 28 日作製)

(茨城土地家屋調査士会 用紙)

申請人

縮尺

250

A 3 版を A 4 版に縮小

5/5

前 後 新

地 積 測 量 図

地 番 136-3ヨリ136-21

土地の所在 水戸市見川5丁目

整理番号 4105911

地番 ① 136-19		
底辺	高さ	積面積
9.55	1.66	15.8530
19.25	5.25	101.2550
20.96	9.25	193.8800
合計		425.6392
地積		212.81960 m ²

地番 ② 136-20		
底辺	高さ	積面積
18.66	9.42	175.7772
18.66	8.27	154.3182
15.62	3.26	50.9212
12.25	2.36	28.9100
合計		409.9266
地積		204.96330 m ²

地番 ③ 136-21		
底辺	高さ	積面積
3.45	1.80	6.2100
合計		6.2100
地積		3.10500 m ²

地 番 ④ 136-1		
公算	合計面積	残地
4247.93	4158.16785	89.76215
地積		89.76 m ²

作製者

申請人

縮尺 1/

(平成 9年 8月28日作製)

(茨城土地家屋調査士会 用紙)

A3版をA4版に縮小

建物図面
各階平面図

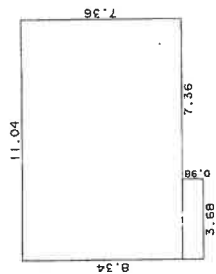
家屋番号 136-19

建物の所在 水戸市見川5丁目136番地19

整理番号 100679

各階平面図

1階

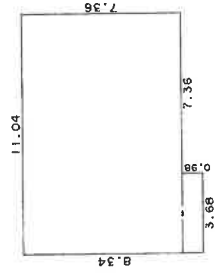


求積表

11.04 x 7.36 = 81.2544
3.68 x 0.98 = 3.6064
合計 84.8608

床面積 84.86 m²

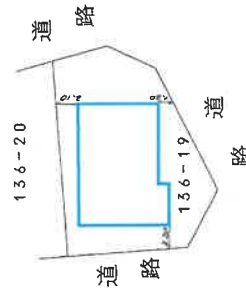
2階



求積表

11.04 x 7.36 = 81.2544
3.68 x 0.98 = 3.6064
合計 84.8608

床面積 84.86 m²



作製者

(茨城土地家屋調査士会)

0年1月28日作製

H.10.2.2

縮尺 1/250

申請人

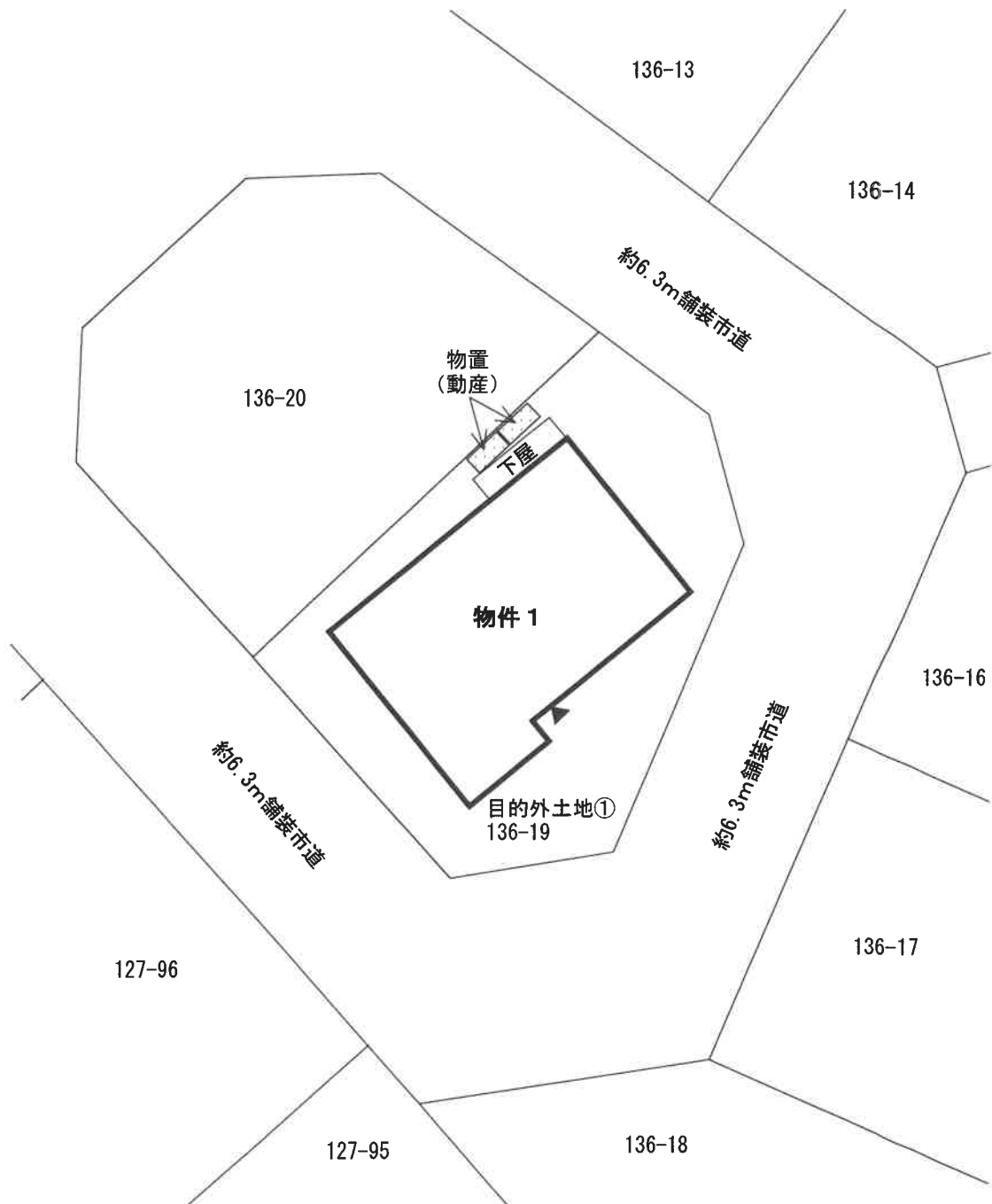
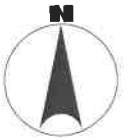
縮尺

1/500

A3版をA4版に縮小

土地建物位置関係図

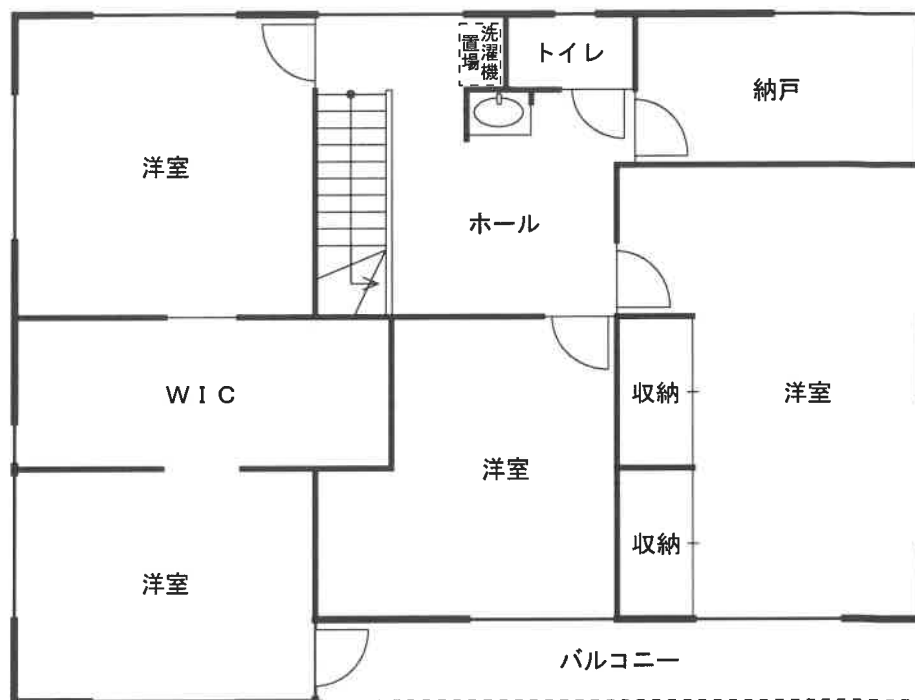
事件番号	7年 (ケ) 152号
物件番号	1



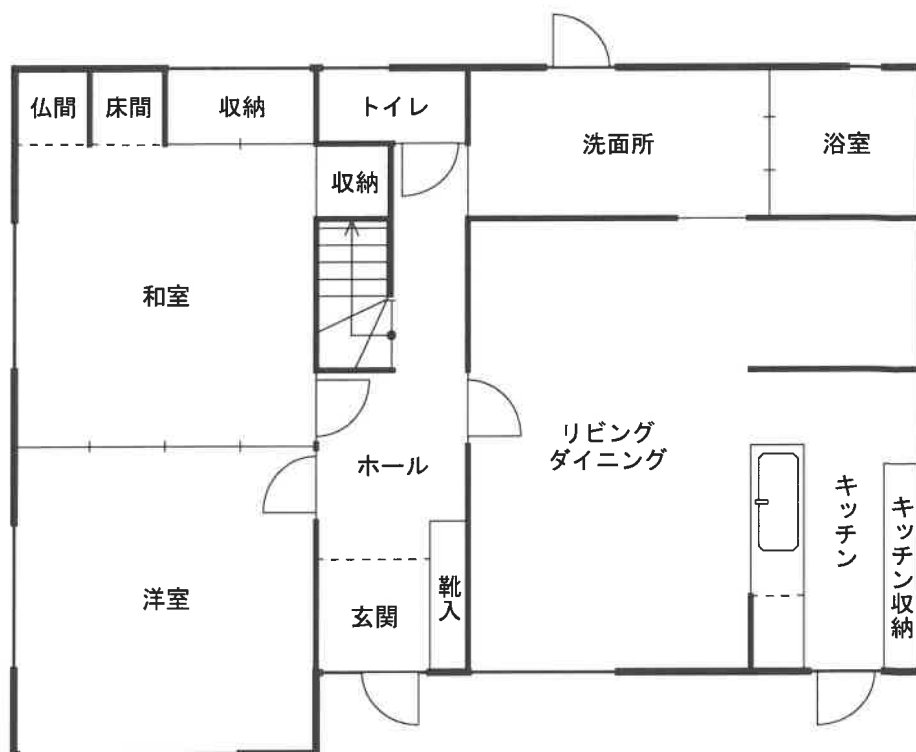
この図面は、
地積測量図及び現地調査等により作成した物件の形状・配置の概要図です。

間 取 図

事件番号	7 年 (ケ) 1 5 2 号
物件番号	1



2 階 床面積 : 84.86㎡



1 階 床面積 : 84.86㎡

※間取図と現況が異なる場合は現況優先となります。
(建具等については一部推定)